



島根県報

平成27年2月24日（火）

号外第27号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例

（議 員 提 出） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（条例第1号）

1 条例の概要

- (1) 県は、国、市町村、県民、事業者等と連携し、再生可能エネルギーの導入の推進を総合的に実施する責務を有することとした。（第2条関係）
- (2) 県は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進するため、必要な施策を講ずるものとした。（第3条関係）
- (3) 県は、再生可能エネルギーの導入の推進に当たり、地域経済への波及効果に配慮するものとした。（第4条関係）
- (4) 県民は、再生可能エネルギーについての学習機会を通じてその理解を深め、日常生活において、その導入に努めるものとした。（第5条関係）
- (5) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自主性及び創造性を発揮し、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとした。（第6条関係）
- (6) 県は、再生可能エネルギーの新技术に関する情報収集、導入推進に関する調査研究及びその成果の普及に努めるものとした。（第7条関係）
- (7) 県は、エネルギーに関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に努めるものとした。（第8条関係）
- (8) 県は、再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な計画を策定することとした。（第9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 2 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 1 号

島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、再生可能エネルギー（太陽光、風力その他化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものを利用して得られるエネルギーをいう。以下同じ。）の導入が地球温暖化の防止、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上、地域資源の利活用による新産業の創出及び雇用の拡大に伴う地域の活性化、非常時のエネルギー確保による地域防災力の強化など広範多岐にわたり効用をもたらすことにかんがみ、県民、事業者、県、市町村等が一体となって、その導入について理解を深め、推進することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、国、市町村、県民、事業者等と連携し、再生可能エネルギーの導入の推進を総合的に実施する責務を有する。

2 県は、県有施設の整備及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの導入に努めるものとする。

(地域資源の活用)

第 3 条 県は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域振興への配慮)

第 4 条 県は、再生可能エネルギーの導入の推進に当たっては、新産業の創出、雇用の増加など地域経済への波及効果に配慮するものとする。

(県民の役割)

第 5 条 県民は、再生可能エネルギーについての学習機会を通じてその理解を深め、日常生活において、その導入に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自主性及び創造性を発揮し、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとする。

(情報収集と調査研究)

第 7 条 県は、再生可能エネルギーの新技术に関する情報収集に努めるとともに、導入推進に関する調査研究及びその成果の普及に努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第 8 条 県は、県民、事業者等が再生可能エネルギーの導入の必要性についての理解を深めるため、エネルギーに関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第 9 条 県は、再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な計画を策定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。